

前橋市永明小学校児童クラブ運営業務委託仕様書

1	業務名	前橋市永明小学校児童クラブ運営業務
2	所在地及び名称	前橋市上大島町655 「前橋市永明小学校児童クラブ」
3	委託期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 一年契約（更新可）
4	児童数（定員）及び利用者	定員60人程度、2支援単位以上とする。 保護者の就労等により昼間家庭において、保護を受けることができない市内の小学校に通学する児童
5	基本事項	放課後児童クラブは次の法令、条例等を遵守し運営すること。 ① 前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ② 前橋市放課後留守家庭児童クラブ事業実施要綱 ③ 児童福祉法等その他の関係法令
6	業務委託内容	児童クラブにおける運営業務全般 ① 入所児童の安全管理、健康管理、生活指導、遊び等の指導 ② 保護者との連携 ③ 学校との連絡調整 ④ 地域の関係機関、団体との連絡調整 ⑤ おやつ購入、提供 ⑥ 施設、附属設備及び物品の保全 ⑦ 施設内の清掃および環境整備 ⑧ 出席簿や指導日誌の作成 ⑨ 児童クラブの入会受付及び入会決定に係る諸業務 ⑩ その他事業の運営に必要な業務
7	開所日時及び休日	放課後児童クラブの開所日時、休日は下記を基準とし、同等もしくは同等以上の保育を行うこととし受託者が設定する。 ① 開所日時 ア) 平日：午前10時から午後8時まで イ) 土曜日及び長期休暇：午前7時30分から午後8時まで ② 休所日 ア) 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日） イ) その他必要と認める日 学校諸行事に伴う振替休日は別として開所するものとする。

永明小	6 8	4 6	5 5	5 6	4 9	6 5	3 3 9
	(4 9)	(4 6)	(4 2)	(2 9)	(2 6)	(7)	(1 9 9)

*参考（収支状況）

令和元年度収支決算書（地域運営委員会）